

農村滞在型余暇活動機能整備計画書

平成 30 年 1 月

山梨県 小菅村

第 1 基本的な考え方

本村は、山梨県の東北部に位置し、東経 139 度、北緯 35 度 40 分の地点にあり、東は東京都奥多摩町、北は丹波山村、東南は上野原市、南は大月市、西は甲州市にそれぞれ隣接しており、標高は中心地で 660m で周囲を山に囲まれている。村の中央を大菩薩峠に源を発する小菅川が流れ、支流に宮川、山沢川、白沢川があり、相模川水系の鶴川の一部を含めて、その沿岸、山間地に耕地が分布している。

本村の総面積は 5,265ha で、都有林等を除く 3,657ha が農業振興地域に指定されている。本地域のうち森林、原野が 3444.1ha を占め、住宅地、工場用地及びその他が 19.9ha、農用地は 193.0ha で農用地率 3.6%と低い状況にある。産業についてみると農林業以外にこれといった雇用力のある発展性の高い産業を持たなかった本村は、農林業の不振、厳しい就労条件などにより急速に過疎化が進行し、若年層の村外流出が顕著となり、就業人口についても全体として減少傾向をたどるなかで第 1 次産業、特に農業就業人口が減少しており、第 2 次、第 3 次産業へ就業人口が移行してきている。平成 22 年度からは第 4 次総合計画、「元気で温かい源流の郷こすげ」を目標に掲げ、過疎化への対応、経済基盤の再構築、少子高齢社会への対応、行財政運営の変革を最重点項目として諸事業の展開を予定している。平成 26 年には長年の懸念であった松姫トンネルの開通、翌 27 年には新たな観光の受け皿である道の駅こすげが運営を開始した。これにより、観光入込客数も増加に転じ平成 28 年には 19 万人を達成した。また、教育環境の良さと移住希望のマッチングによる「源流親子留学」制度を平成 26 年度より開始したところ、現在までに 60 名を超える移住があり、一時人口増となるなど人口減少への歯止めとなる効果が出ている。その一方で、従来の高齢化による農業生産活動の衰退や、きのこ農家の廃業、観光業者の意欲衰退、後継者不足といった問題も表面化してきている。

こうした現状を受け、小菅村における農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、村内の農用地を中心とした資源の有効活用を中心課題としつつ、村内の農林漁業の発展を観光と連携させることで村内全域の活性化につなげるものとする。

第 2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1. 整備地区の区域

整備地区の区域は村内全域の 8 集落であり、全域に、豊かな農村景観が広がり後世へ維持保全をしていくことへの住民意識が高いといえる。通年で、農村景観保存活動や、農業体験などの各種体験プログラムや、大学と連携した交流活動が盛んにおこなわれているのが特徴である。

こうした活動の更なる強化を図ることを目的に、今後、村内全域にある古民家を活用した宿泊を伴う滞在型農村体験を展開することにより、訪日外国人などの新たな交流層の獲得が期待できる。

整備地区の区域

橋立	川池	田元	中組
小永田	白沢	東部	長作

2. 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア. 土地利用の現況

単位：ha、%

総面積	農用地			農業用 施設用 地	森林原野		住宅地	工場 用地	その他
	農地	採草 放牧地	計		混牧 林地				
3,657 (100)	193.0 (5.3)	— (—)	193.0 (5.3)	—	3444.1 (94.1)	—	12.9 (0.4)	2.0 (0.05)	5.0 (0.1)

注) 1 資料：小菅村農業振興地域整備計画書（H25年9月）

2 () 内は構成比

イ. 農業の現況

本村における農地はほとんどが、山間傾斜地に点在する小規模経営の農地である。そのため、集約化や機械化には適さず昔ながらの方法での農業が継続している。重点作物の現況は以下の通り。

○雑穀豆類

村では、特産品の栽培普及と耕作放棄地防止対策として平成 20 年から雑穀奨励補助金を出し農業者の援助をしている。村内全域で、夏・秋のそば栽培

が行われている。村内のそば店では多くの観光客から好評を得ている。今後は、村の郷土食であるそば打ち技術の習得のための教室なども実施していく。

○こんにゃく

傾斜地を活かして栽培されるこんにゃくはかつて主要な換金農作物であったが、近年価格の低迷から栽培量は減少した。しかし、土産品としてのこんにゃくの売れ行きは道の駅完成後から伸び、生産者は加工業者へ出荷する動きもある。村の代表的な傾斜地景観である「掛け軸畑」はこんにゃく畑である。

○野菜

(馬鈴薯)

そば、こんにゃくに次ぐ村の主力生産物であり、男爵芋やメイクインの他、在来種の富士種が栽培されている。収穫時期になると農産物直売所へのお荷が多く、道の駅こすげでは、コロケ、アイスなどの加工品としても販売されている。

村内全域で、平坦な農地は限られておりハウス栽培は行われていない。そのため、農産物直売所では冬季間野菜のお荷はほぼ無い。その他露地栽培として、はくさい、スイートコーン、だいこんなどが栽培されているが、多くの農地で鳥獣害被害が深刻である。平成25年度からは山梨県営農地環境整備事業を導入し、村内全域での鳥獣害防除柵設置に力を入れている。

農家戸数の動向

	総戸数	専兼業別内訳			経営耕地規模別内訳					
		専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
12年	105	5	3	97	98	7	0	0	0	0
17年	105	8	0	97	100	5	0	0	0	0
現在(22年)	96	7	1	88	91	5	0	0	0	0

1 資料：小菅村農業振興地域整備計画書（H25年9月）

農業生産物の動向

作 目	13 年			18 年			現在（23 年）			
	作 付 面 積 (ha)	生産量 (t)	粗生産額 (百万円)	作 付 面 積 (ha)	生産量 (t)	粗生産額 (百万円)	作 付 面 積 (ha)	生産量 (t)	粗生産額 (百万円)	生産量 伸び率 (%)
(雑穀豆類)	8.5	8.0	3.2	5.5	6.0	8.0	4.0	5.0	5.0	100%
そ ば	6.0	4.0	3.2	3.0	2.0	2.0	1.5	1.0	1.0	100%
大 豆	1.0	1.0	—	1.0	1.0	—	1.0	1.0	1.0	100%
ソルガム [アカモロ]	1.0	2.0	—	1.0	2.0	4.0	1.0	2.0	2.0	100%
き び	0.5	1.0	—	0.5	1.0	2.0	0.5	1.0	1.0	100%
(野 菜)	11.7	109.2	17.8	10.4	103.4	17.3	11.8	106.3	17.2	100%
わさび	2.5	10.0	4.0	2.0	10.0	4.0	2.0	10.0	4.0	100%
馬鈴薯	4.0	60.0	9.0	4.0	60.0	9.0	4.0	64.0	9.0	100%
マコモタケ	—	—	—	—	—	—	0.5	2.5	0.1	100%
ヤマノイモ	0.2	0.2	0.1	0.4	0.4	0.2	1.3	0.8	0.4	100%
はくさい	1.0	11.0	1.1	1.0	12.0	1.2	1.0	12.0	1.2	100%
だいこん	1.0	7.0	1.5	1.0	7.0	1.5	1.0	7.0	1.5	100%
スイートコーン	3.0	21.0	2.1	2.0	14.0	1.4	2.0	10	1.0	100%
工芸作物	4.0	4.0	1.4	2.0	2.0	0.7	2.0	4.0	1.4	100%
(こんにゃく)	4.0	4.0	1.4	2.0	2.0	0.7	2.0	4.0	1.4	100%

1 資料：小菅村農業振興地域整備計画書（H25年9月）

ウ．都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

本村における観光振興は松姫トンネルの開通後、中組地区の道の駅エリアを中心に入込客が増加している。道の駅では、農産物直売所において野菜、特産品をはじめとする商品を販売し、併設するレストランにおいては村内で生産された野菜を使用したイタリアンメニューを提供するなど好評を得ている。来村者は関東近県からの車での来訪が多く、主に立ち寄りでの利用が多数を占め、本村から別の地域へ移動するパターンが多い状況である。今後は滞在型の観光振興を進めることで、村内への宿泊を誘発していくことが期待されている。そのため、新たなプログラムの開発や、携わる指導者の養成、農泊（古民家ホテル）の提供などによる新規顧客の獲得をおこない、観光客の村内全域での周遊化や滞在化を促進することが求められている。

小菅村の体験・観光施設等の現況

体験 農園	体験・交流 施設	スポーツレクリエ ーション施設	観光施設	宿泊施設	その他
—	—	体育館 1 グラウンド 2 ゲートボール場 2	温泉施設 1 道の駅 1 釣り場 2 農産物直 売所 1 アスレチッ ク施設 1	旅館 5 民宿 2 キャンプ場 4	

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

各地区の農業生産活動や存在する美しい自然景観、伝統文化等多様な諸資源を活かし、都市住民等に対して農作業や農泊等の体験プログラムを通じた余暇活動の場を提供することが求められる。また、農産物の販路拡大や農家の就業の場の確保を図り農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、次に掲げる項目に従い推進していくこととする。

- ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。
- イ 都市住民等に農業・農村に対する理解を深めてもらうとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業を取り巻く地域に存在する自然、文化等の多様な資源及び地域の特性を最大限に活用する。
- ウ 農業生産の振興または、農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や特産物などの関連事業の振興に資する整備を進めるとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り地域の活性化を進める。
- エ 農業者等の地区住民や農業生産法人等と調整の上、関係法令の適切な運用や秩序ある土地利用を図るとともに、それら関係者の合意の下に、創意工夫と主体的な取り組みによる整備を促進する。

オ 施設等利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、受け入れ側のホスピタリティの向上を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターの育成や、集客のための企画及び施設の有効的な運営等を行う人材の確保を図る。

カ 地域の農業者や NPO 法人及び村内の観光施設との連携により整備施設の合理的かつ有効的な運営と施設利用者等の滞在・周遊化を図る。

3. 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地の利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては農用地その他の農業資源の有する生産機能、国土の保全や公衆の保健休養の場等の多面的な機能が十分発揮されるようにし、農用地、農業施設用地、農家の住宅用地、林地等について地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図るとともに、農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地域となるよう土地利用の調整を行い、限られた土地資源の有効活用を図るものとする。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村景観の維持・形成

- ①農用地については農業生産の場として適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。
- ②農業施設用地については、騒音、悪臭等により周囲の環境を悪化させないように配慮する。
- ③住宅用地については、住宅需要に応じた無秩序な農地転用がされないよう調整を図るとともに、花壇や景観木の植栽によって周囲の農村景観との調和を図る。
- ④林地については、水源かん養林の保全に努めるとともに、雑木林の保全・確保を図ることにより良好な農村景観の維持・形成に努める。

4. 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

小菅村における都市住民等への農泊や農作業体験等のプログラムを通じた余暇活動の場の提供については、村内全域の農家等住民や関連団体が、それぞれの地域の特性を活かし主体的に取り組むことが重要と考える。そのため、新たに整備する農泊施設（古民家ホテル）においては、既存の観光施設や観光事業者、NPOとの連携により地域の自然環境や立地条件等を活かした整備を図る必要がある。

農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置	規模	提供メニュー機能	事業主体
農泊施設 (古民家ホテル)	中組地区 小永田地区	4棟	宿泊施設 飲食物提供施設	運営会社

5. その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農泊を進めるにあたり実施主体となる協議会は、村と民間企業との官民連携による推進を行う。
- (2) 農村滞在型余暇活動に資する体験プログラム等は村内NPO団体や観光事業者と連携し構築、運営していくものとする。

6. 交流人口数等の具体的な達成目標

評価指標項目	29年度実績	目標年（平成32年度）
年間移住者数（人）	33	43
観光入込客数（人）	108,319	119,500
宿泊者数（農泊）	0	1,500
レストラン利用者数（人）	0	9,315
宿泊売上（千円）	0	12,465
レストラン売上（千円）	0	34,466

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じ安定した利用者等の確保を図るため、イベントや宿泊パッケージ等の企画を効率的に行うとともに、SNS等による情報発信やマスコミ、旅行会社、学校、消費団体等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との連携交流の推進

都市や訪日外国人観光客の動向やニーズの情報収集等のため、国や県の観光機関との連携や情報交換を密にするとともに、都市圏開催の観光イベントや国際交流イベントへ積極的に参加し情報の発信やネットワークの構築を図る。

3 支援体制の整備

小菅村、農業委員会、農業協同組合、漁業組合、観光商工団体、NPO、大学関係者、民間企業等との一層の連携強化を図り、農業者や農業生産法人等への指導・助言を行い農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。